九州大学客員教授等称号付与基準

平成 1 6 年度 九大規則 第 7 6 号施 行:平成 1 6 年 4 月 1 日 最終改正:令和 4 年 3 月 3 1 日 (令和 3 年度九大規則第 1 1 4 号)

- 第1条 九州大学(以下「本学」という。)は、この基準の定めるところにより、客員教授、客員准教授又は客員助教(以下「客員教授等」という。)の称号を付与することができる。
- 第2条 客員教授等の称号は、本学において引き続き3月以上教授又は研究に従事する次の各号のいずれかに該当する者で、本学の教授、准教授又は助教と同等以上の資格があると認められるものに付与するものとする。
 - (1) 非常勤講師
 - (2) 招へい講師
 - (3) 研究指導者
 - (4) 流動教員
 - (5) 受託研究員
 - (6) 民間等共同研究員
 - (7) その他本学の教育研究業務を委嘱された者
- 第3条 前条各号に掲げる者の客員教授等の称号は、所属部局等の教授会又は運営委員会等の議を経て、総長が付与するものとする。
- 第4条 客員教授等については、文書にその旨を明記して、本人に通知する。

附則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大規則第89号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規則第36号)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に寄附講座教員へ付与されている客員教授等の称号については、
 - この規則の施行後においても、なお従前の例による。

附 則(平成22年度九大規則第43号)

この規則は、平成22年11月1日から施行し、改正後の九州大学客員教授等称号付与 基準の規定は、平成23年4月1日以後の称号付与について適用する。

附 則(平成26年度九大規則第139号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大規則第114号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。